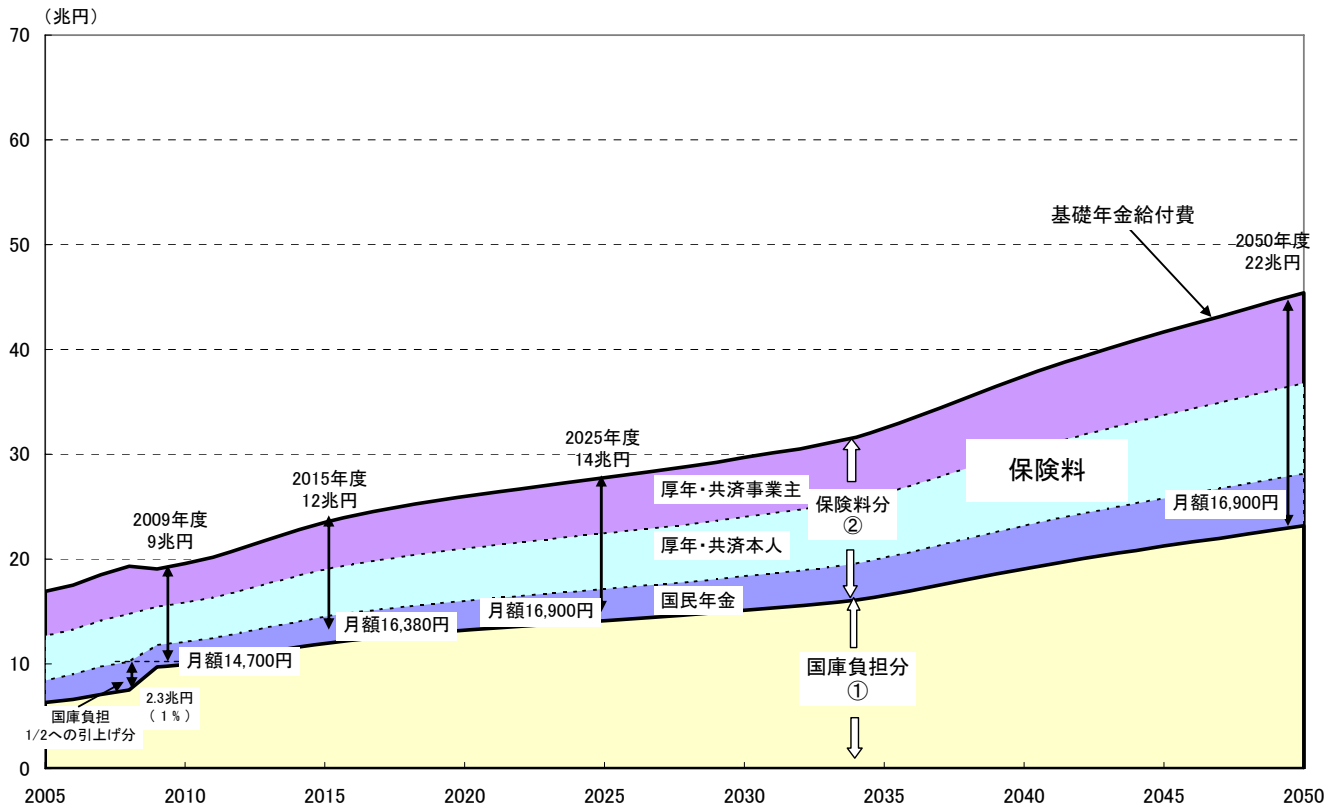


(経済前提: II-2)

< 現行制度 >

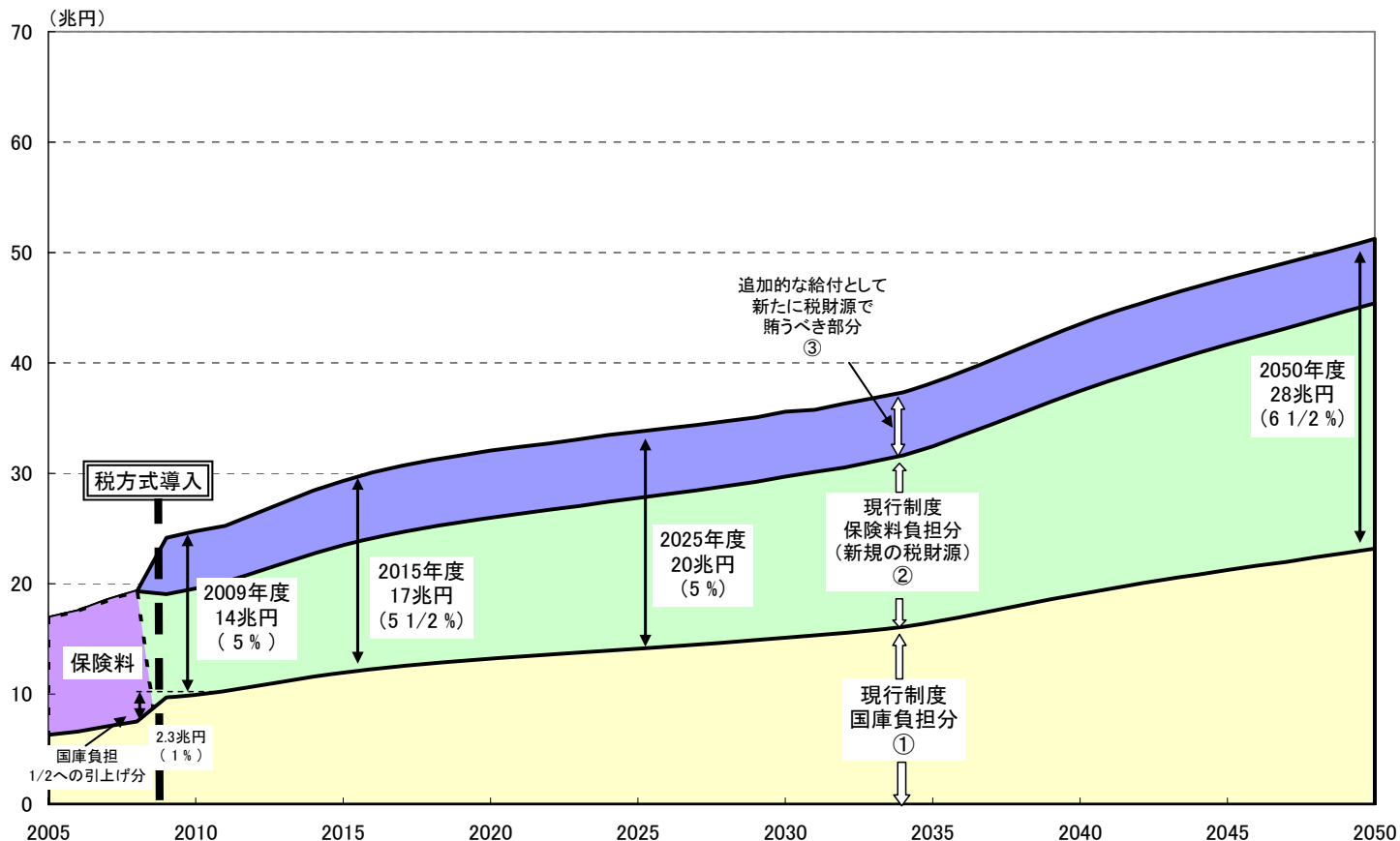


※月額の数値は、国民年金の保険料(平成16年度価格)である。

年度	基礎年金給付費 ①+② 兆円	国庫負担 ① 兆円	保険料 ② 兆円	国民年金分 兆円	厚生年金分		共済組合分	
					事業主 兆円	本人 兆円	事業主 兆円	本人 兆円
2009	19	10	10	2	3	3	0	0
2015	23	12	12	3	4	4	1	1
2025	28	14	14	3	5	5	1	1
2050	45	23	22	5	8	8	1	1

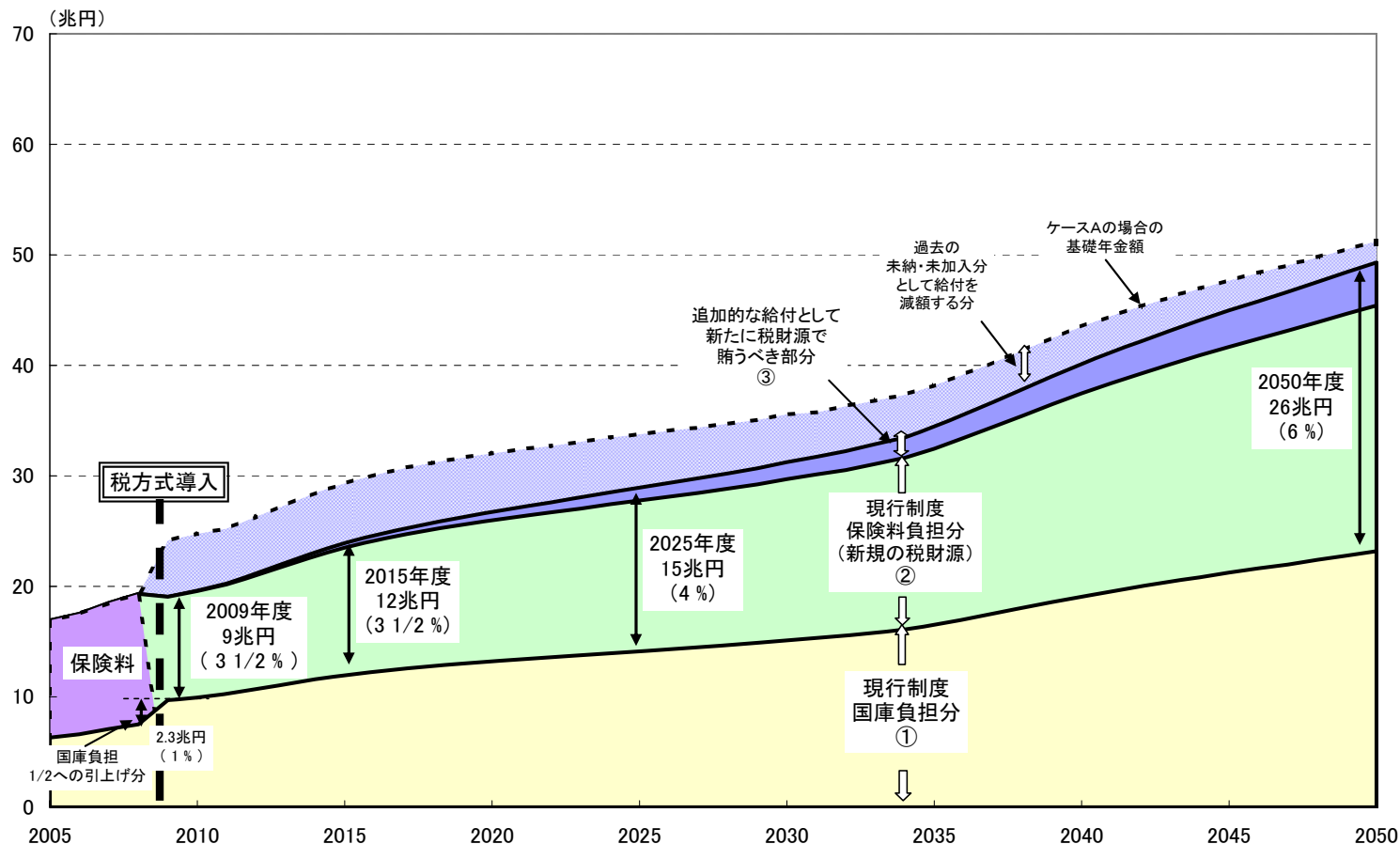
(注)上記の保険料は、各制度からの基礎年金拠出金のうちの保険料負担分を示している。

<税方式ケースA> 過去の納付状況に関係なく一律給付



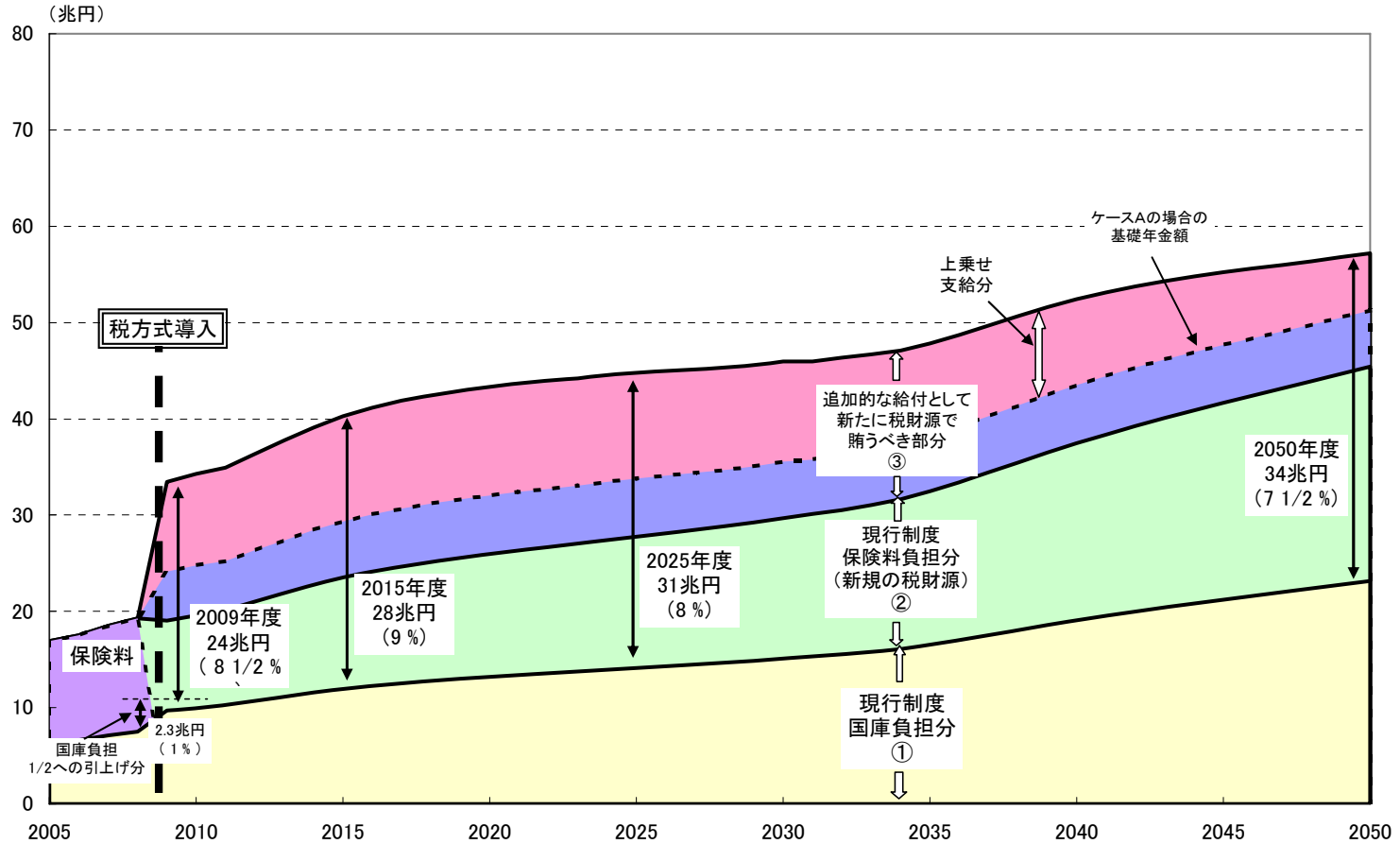
年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③	追加税額 ②+③	消費税率換算
						兆円
2009	24	10	9	5	14	5
2015	29	12	12	6	17	5 1/2
2025	34	14	14	6	20	5
2050	51	23	22	6	28	6 1/2

<税方式ケースB> 過去の保険料未納期間に応じて減額



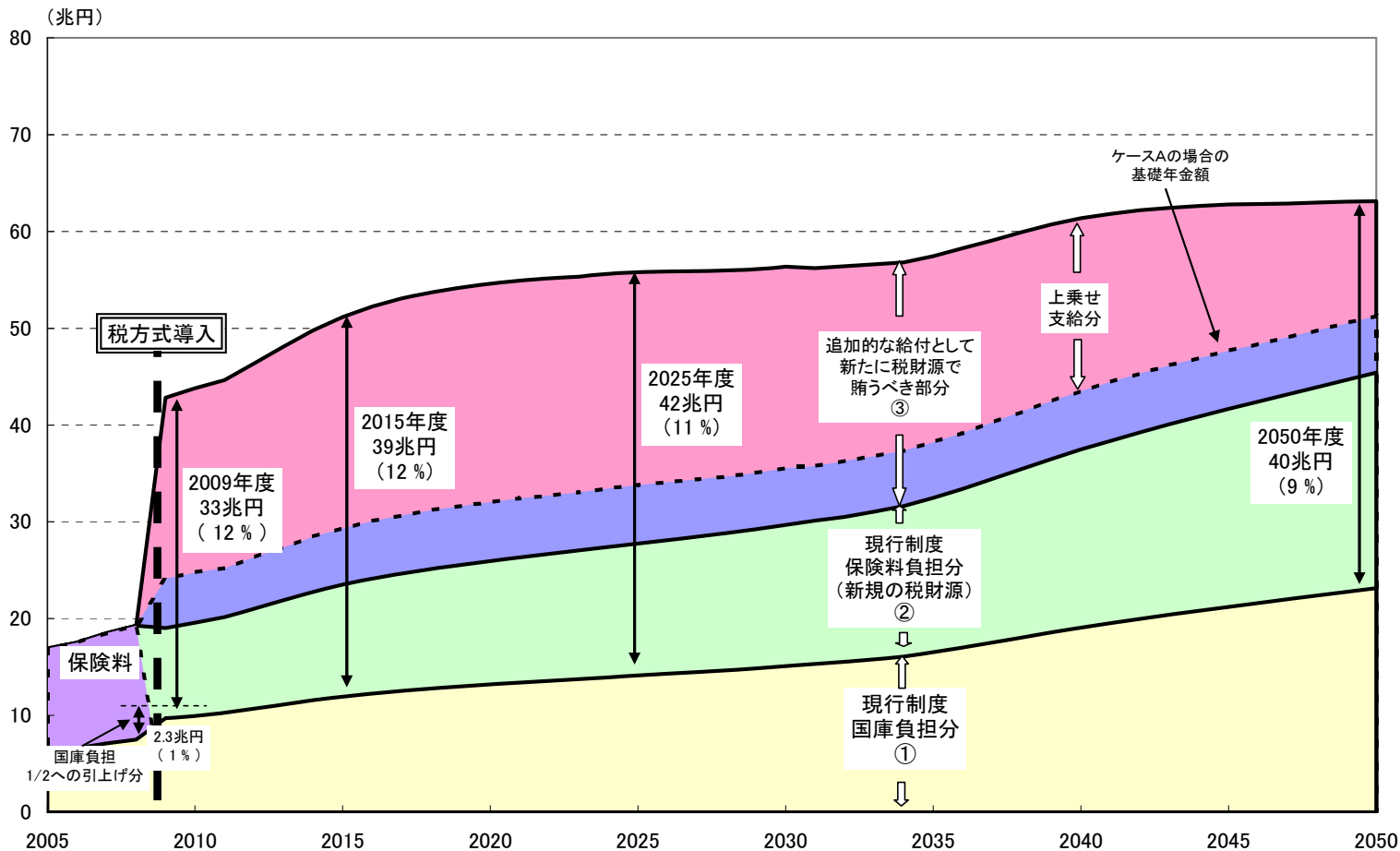
年度	基礎年金 ①+②+③ 兆円	現行制度 国庫負担 ① 兆円	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ② 兆円	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③ 兆円	追加税額 ②+③ 兆円		過去の未納分 として給付を 減額する分 兆円
					消費税率換算 %		
2009	19	10	9	0	9	3 1/2	▲ 5
2015	24	12	12	0	12	3 1/2	▲ 5
2025	29	14	14	1	15	4	▲ 5
2050	49	23	22	4	26	6	▲ 2

<税方式ケースC> 過去の保険料納付相当分を加算(3.3万円相当分)して給付



年度	基礎年金 ①+②+③	現行制度 国庫負担 ①	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ②	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③	追加税額 ②+③		上乗せ 支給分 (再掲)
					消費税率換算	兆円	
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	%	兆円
2009	33	10	9	14	24	8 1/2	9
2015	40	12	12	17	28	9	11
2025	45	14	14	17	31	8	11
2050	57	23	22	12	34	7 1/2	6

<税方式ケースC'> 過去の保険料納付相当分に公費相当分も加算(6.6万円相当分)して給付



年度	基礎年金 ①+②+③ 兆円	現行制度 国庫負担 ① 兆円	現行制度 保険料負担分 (新規の税財源) ② 兆円	追加的な給付として 新たに税財源で 賄うべき部分 ③ 兆円	追加税額 ②+③		上乗せ 支給分 (再掲) 兆円
					兆円	消費税率換算 %	
2009	43	10	9	24	33	12	19
2015	51	12	12	28	39	12	22
2025	56	14	14	28	42	11	22
2050	63	23	22	18	40	9	12

ミクロ試算

(現行制度と税方式化案がそれぞれ家計・企業に与える影響を示したミクロ的な試算)

《 ミクロ試算を行う上で必要となる前提》

- 仮に、基礎年金を税方式化し、その財源を消費税で賄うこととした場合に、

① 現行制度で負担している基礎年金相当分の保険料軽減額

- ※ 勤労者世帯では、家計調査における勤労者世帯の公的年金保険料支払額を全て厚生年金の保険料額とみなして、これに基礎年金分の保険料割合(4.0%/14.996%)を乗じた額を基礎年金相当分の保険料軽減額とする。
(国庫負担割合を2分の1に引き上げることを前提とした2009年度における厚生年金の基礎年金拠出金(保険料負担分)は料率換算で4.0%)
- ※ 厚生年金保険料が減少することにより、企業負担は約3~4兆円(保険料率2.0%相当分)軽減される。
- ※ 自営業者等世帯では、国民年金被保険者実態調査によると1世帯当たりの国民年金第1号被保険者数は1.7人となっているため、国民年金保険料(2007年度14,100円)の1.7倍を基礎年金相当分の保険料軽減額とする。

② 消費税負担の増加分

をそれぞれ、家計ベースで計算し、両者の差額をみることで、税方式化が家計に与える影響を試算した。

- マクロ的な試算における移行ケースのA、B、C及びC'を前提として、それぞれのケースを試算。このとき、移行時点で追加的に必要な当面の消費税率は、ケースA : 5%、ケースB : 3½%、ケースC : 8½%、ケースC' : 12%となる(マクロ試算の結果参照(P16))。
- 家計のデータは、「家計調査」(総務省統計局)の2007年平均の数値を用いる。家計調査において、収入・支出の両面が調査されている勤労者世帯については、年間収入5分位階級別にみた家計、世帯主の年齢階級別にみた家計、妻の就業状況別にみた家計、単身世帯の家計について、それぞれ試算する。また、一般的な高齢者世帯として、高齢夫婦無職世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦二人のみの無職世帯)についても試算する。
- 収入面の調査がない自営業世帯については、勤労者世帯と同じ収入であれば同じ程度に消費するという割り切った仮定を置き、消費税負担の増加額を計算し、その収入に応じた国民年金保険料の負担額と対比した。なお、パート・アルバイト等で厚生年金の適用となっていない被用者で国民年金の第1号被保険者の世帯の場合も、このケースと同様の影響となる。
- なお、本試算においては消費税率の増加分がそのまま価格に転嫁される前提にしているが、それによって消費者物価が上昇し、家計における消費行動に変化が生じることや、高齢者の年金額が改定されることによる高齢者の収入の増加の影響は織り込んでいない。

〔家計ベースの影響試算の留意点〕

- 国民経済計算(SNA)のマクロ統計と家計調査とは必ずしも整合的になっていないという観点から、結果の解釈には十分な留意が必要。

マクロ統計であるSNAにおける平成18年度の国内家計最終消費支出は約283兆円となっている。

一方、家計調査における1世帯当たりの消費支出は年間310万円であり、これに世帯数の5,000万を乗じても約150兆円にしかならないことから、今回の試算のように、家計調査を用いて計算した消費税負担額は、SNAとの対比でみて、明らかに過小に見込まれていると考えられる。

例えば、家計における消費支出に基づく試算には、住宅購入時における家屋分の消費税負担が含まれていない。
住宅購入の場合にも家屋分については消費税が課税されるが、住宅購入に係る支出は家計調査では家屋分も含め全体が消費支出ではなく、財産購入という整理になっている。

上記の状況に鑑み、家計調査の消費支出を用いて消費税負担額を正確に計算することは困難であるが、今回の試算では、

- ① 消費支出に一律の消費税率を乗じることにより得た額
- ② 消費支出のうち、明らかに消費税が課税されないものとして、「家賃・地代」、「保健医療サービス」、「授業料等」、「仕送り金」を控除した消費支出に一律の消費税率を乗じることにより得た額

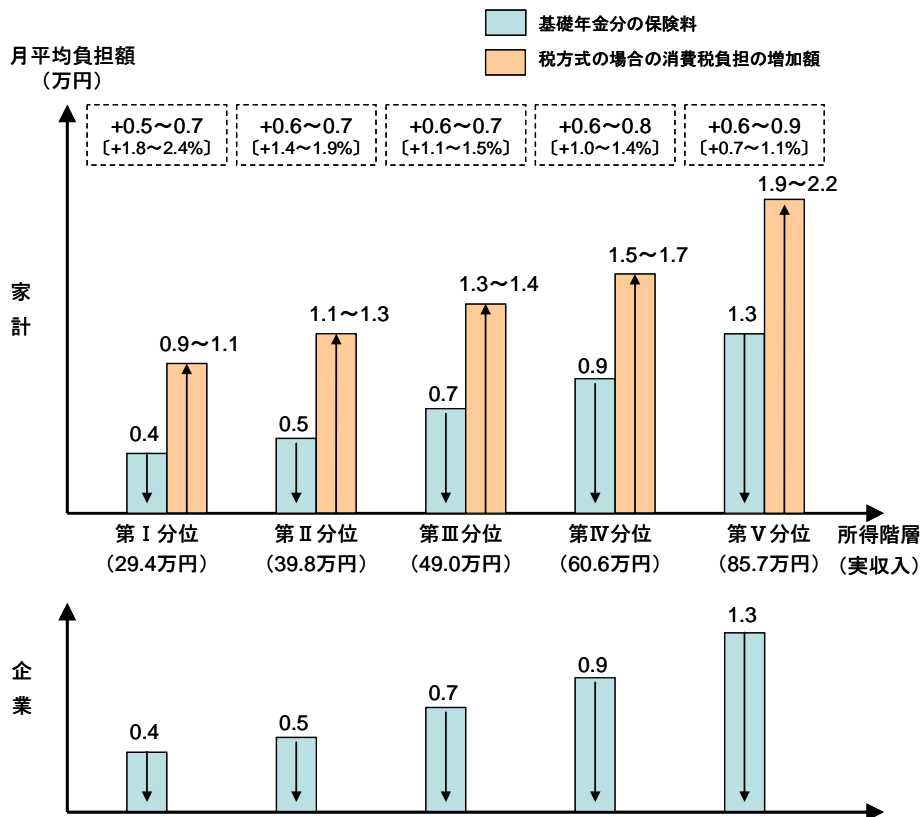
の両方を計算し、その両者を幅で表示したところである。

〔 ミクロ試算1 移行パターンのケースA(過去の納付状況に関係なく一律給付)の場合 〕

(1) 所得階層別にみた影響

〔 勤労者世帯モデルのケース 〕

- 勤労者世帯は、どの収入階級においても、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなる。
- 実収入に対する比率をみると、所得階層の低い方が増加率が大きくなっており、低所得層の負担が相対的に大きくなる。



※ 点線枠内の数値は家計の負担の差引き額を示している。なお、[]内の数値は、実収入に対する変化率。

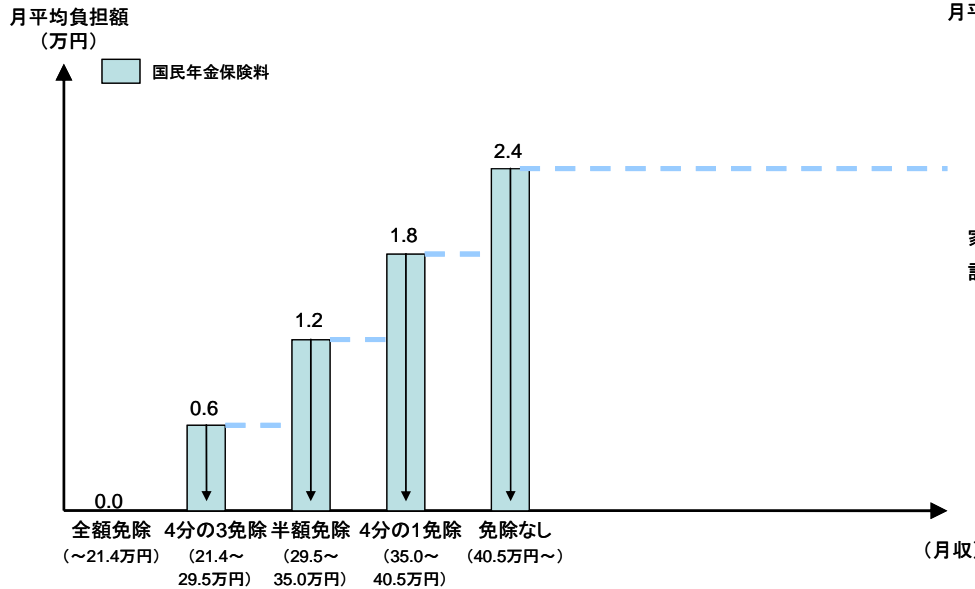
※1 「勤労者世帯」の定義は「世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯」となっており、妻が専業主婦の世帯や共働き世帯など様々な形態の世帯が含まれている。平成19年家計調査では、平均世帯人員3.45人、平均有業人員1.66人となっている。

※2 基礎年金分の保険料は、家計調査における勤労者世帯の公的年金保険料支払額に基礎年金分の保険料割合(4.0%/14.996%)を乗じた額としている。

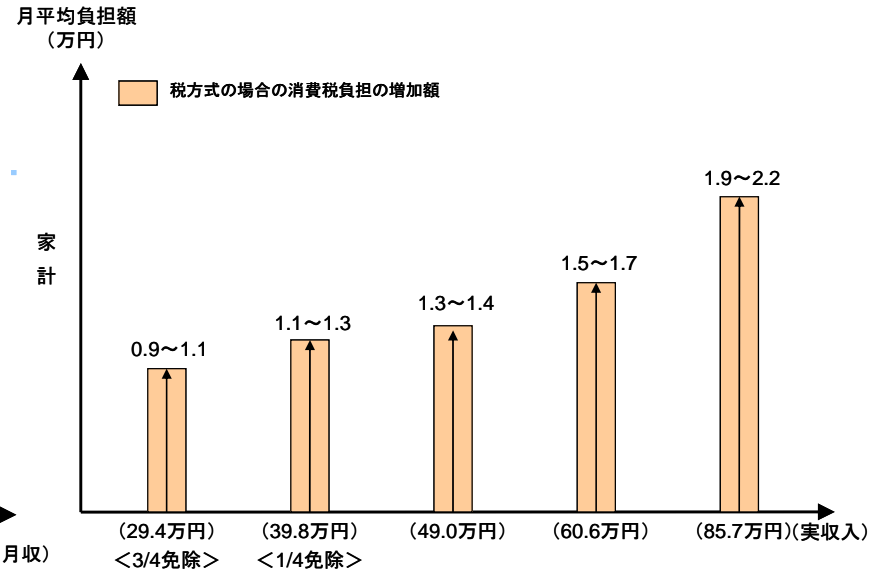
〔自営業者等世帯モデルのケース〕

- 自営業者等世帯モデルでは、家計調査において自営業世帯の収入データがないなどの制約から、勤労者世帯と同じ収入であれば、同じ程度に消費するという割り切った仮定を置いて、消費税負担の増加を計算している。
- その結果、月収100万円を超えるような高所得階層の者を除き、全般的には、消費税負担の増加額よりも保険料負担の軽減額の方が大きくなるが、低所得で保険料免除の対象となっている世帯にとっては、消費税負担の増加により負担が増加する。

国民年金保険料の軽減額



収入階級別にみた消費税負担の増加額



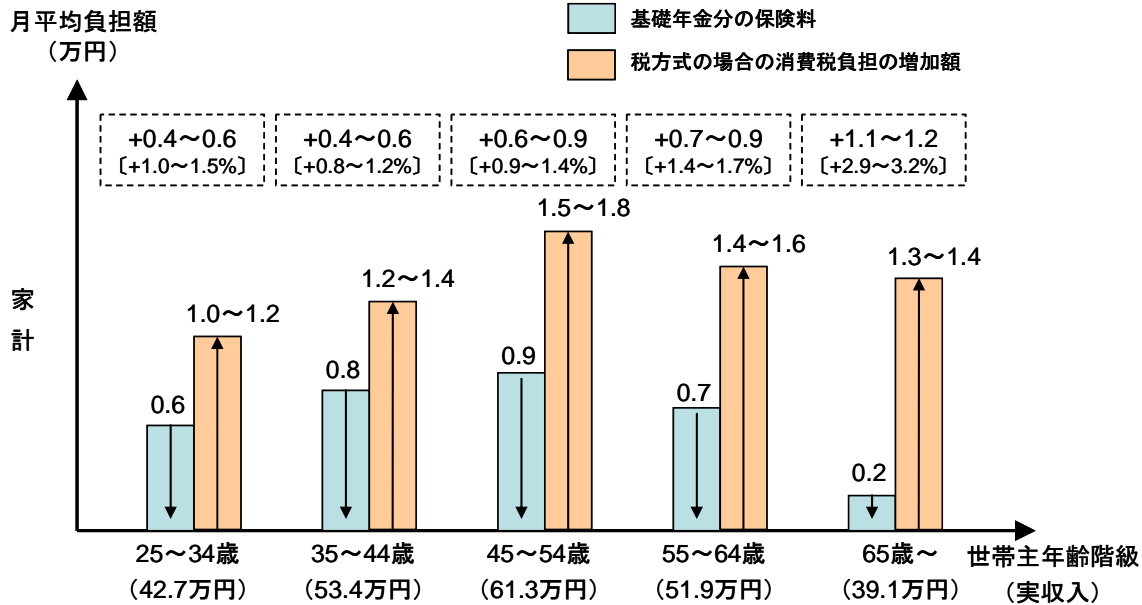
※1 国民年金被保険者実態調査によると1世帯当たりの国民年金第1号被保険者数は1.7人となっているため、保険料軽減額は国民年金保険料の1.7倍としている。また、保険料免除の適用区分の月収は、4人世帯における免除基準により設定している。

※2 パート・アルバイト等で厚生年金の適用となっていない者の世帯についても、このケースと同様になる。ただし、所得階層が比較的低い世帯が多いものと考えられる。

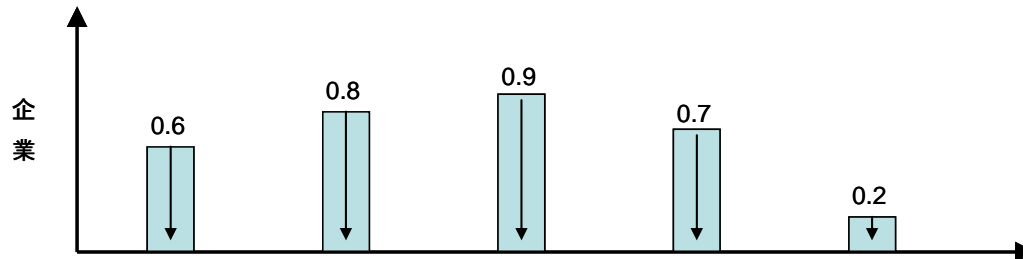
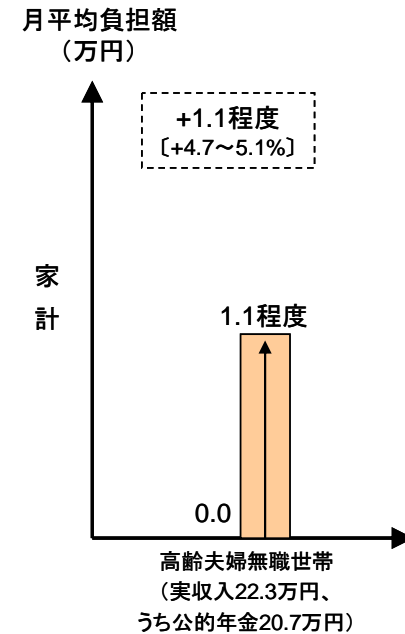
(2) 年齢階級別にみた影響

- 勤労者世帯を年齢階級別にみても、どの年齢階級においても、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなる。
特に、65歳以上の場合、保険料が軽減される額が小さくなり、消費税負担の増加額との差が大きくなる。
- また、65歳以上の年金受給者についてみると、消費税負担の増加により負担が増加する。

< 勤労者世帯 >



< 年金受給世帯 >



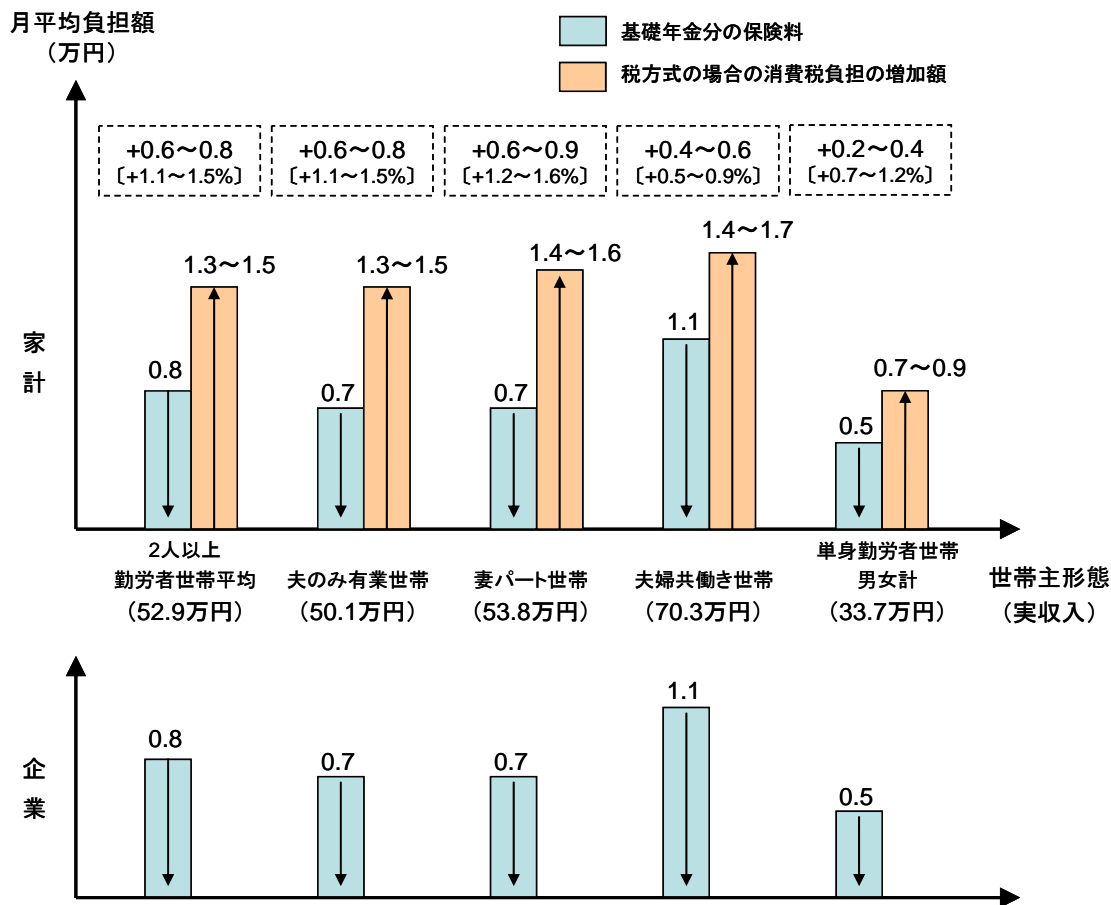
※ ケースAでは、過去の拠出実績を全く勘案せず、全員に全額支給を行うため、移行に伴って、低年金・無年金だった者の場合は、年金給付額が増加する。

※ 点線枠内の数値は家計の負担の差引き額を示している。なお、[]内の数値は、実収入に対する変化率。

(3) 世帯形態別にみた影響

- 勤労者世帯を妻の働き方の別にみると、いずれの世帯形態においても、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなるが、夫婦共働きの場合には、相対的に差引額が小さくなっている。
- また、単身世帯においても、保険料軽減額に比べて消費税負担の増加額の方が多くなっている。

< 勤労者世帯 >



※ 点線枠内の数値は家計の負担の差引額を示している。なお、〔 〕内の数値は、実収入に対する変化率。

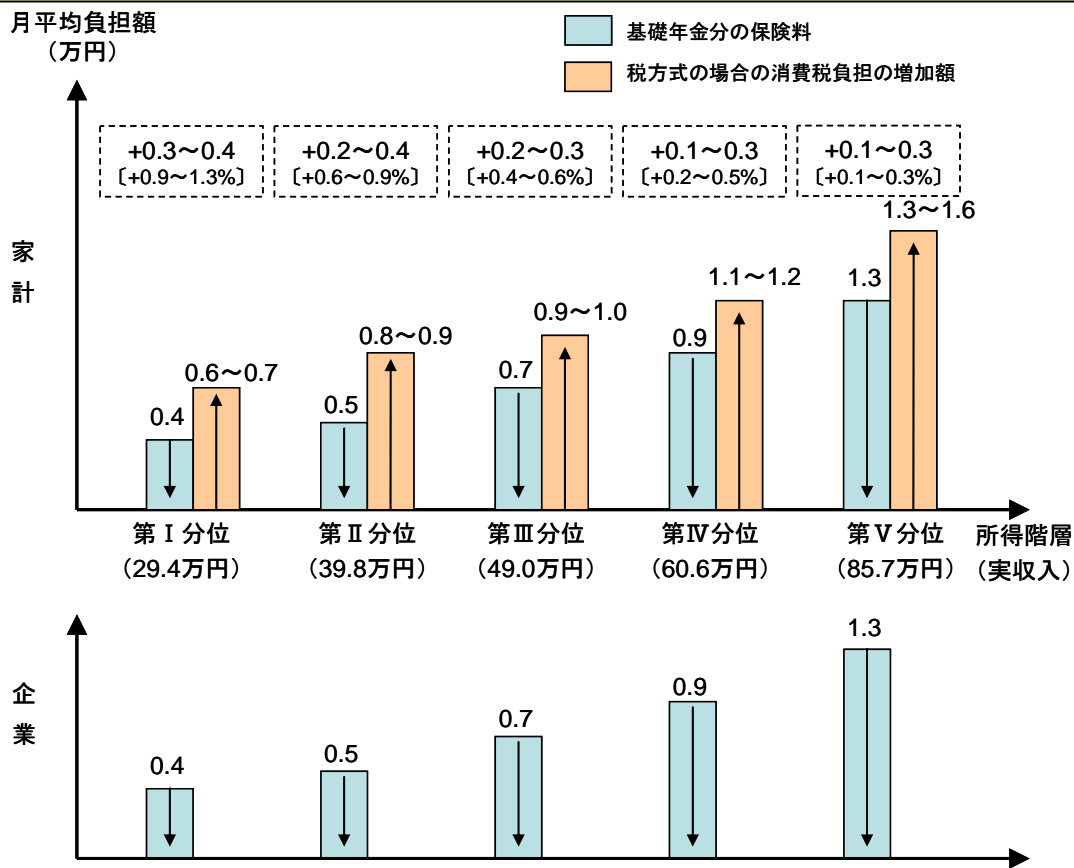
※ 妻パート世帯は有業者が夫婦のみの世帯で妻の収入が8万円未満、夫婦共働き世帯は妻の収入が8万円以上の世帯

〔 ミクロ試算2 移行パターンのケースB(過去の保険料未納期間に応じて減額)の場合 〕

(1) 所得階層別にみた影響

〔 勤労者世帯モデルのケース 〕

- 勤労者世帯は、どの収入階級においても、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなる。
- 実収入に対する比率をみると、所得階層の低い方が増加率が大きくなっており、低所得層の負担が相対的に大きくなる。



※ 点線枠内の数値は家計の負担の差引き額を示している。なお、〔 〕内の数値は、実収入に対する変化率。

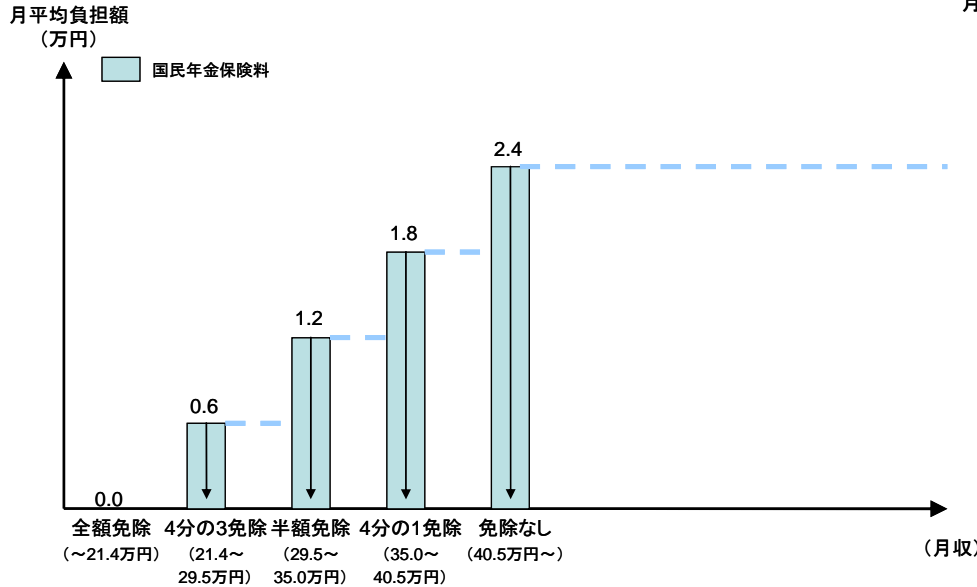
※1 「勤労者世帯」の定義は「世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯」となっており、妻が専業主婦の世帯や共働き世帯など様々な形態の世帯が含まれている。平成19年家計調査では、平均世帯人員3.45人、平均有業人員1.66人となっている。

※2 基礎年金分の保険料は、家計調査における勤労者世帯の公的年金保険料支払額に基礎年金分の保険料割合(4.0%/14.996%)を乗じた額としている。

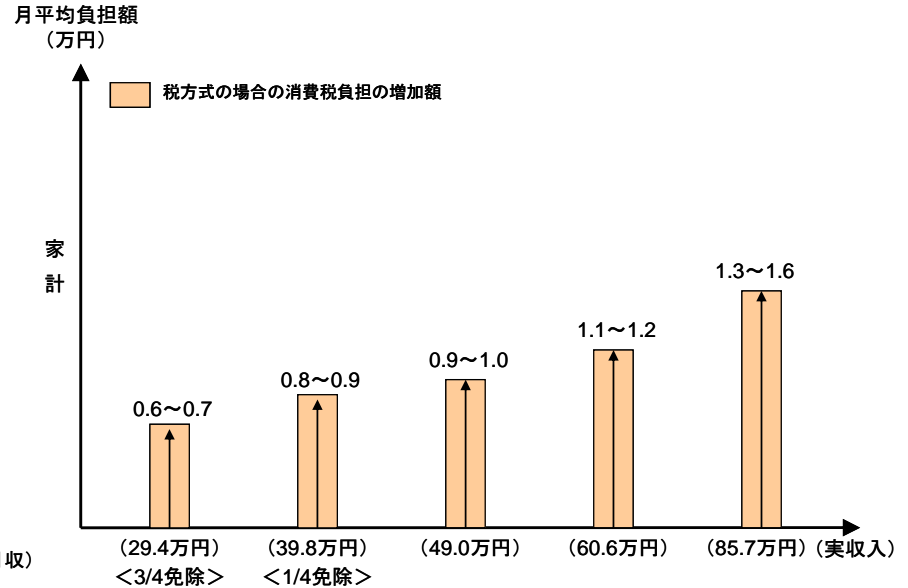
〔自営業者等世帯モデルのケース〕

- 自営業者等世帯モデルでは、家計調査において自営業者世帯の収入データがないなどの制約から、勤労者世帯と同じ収入であれば、同じ程度に消費するという割り切った仮定を置いて、消費税負担の増加を計算している。
- その結果、全般的には、消費税負担の増加額よりも保険料負担の軽減額の方が大きくなるが、低所得で保険料免除の対象となっている世帯にとっては、消費税負担の増加により負担が増加する。

国民年金保険料の軽減額



収入階級別にみた消費税負担の増加額



※1 国民年金被保険者実態調査によると1世帯当たりの国民年金第1号被保険者数は1.7人となっているため、保険料軽減額は国民年金保険料の1.7倍としている。また、保険料免除の適用区分の月収は、4人世帯における免除基準により設定している。

※2 パート・アルバイト等で厚生年金の適用となっていない者の世帯についても、このケースと同様になる。ただし、所得階層が比較的低い世帯が多いものと考えられる。

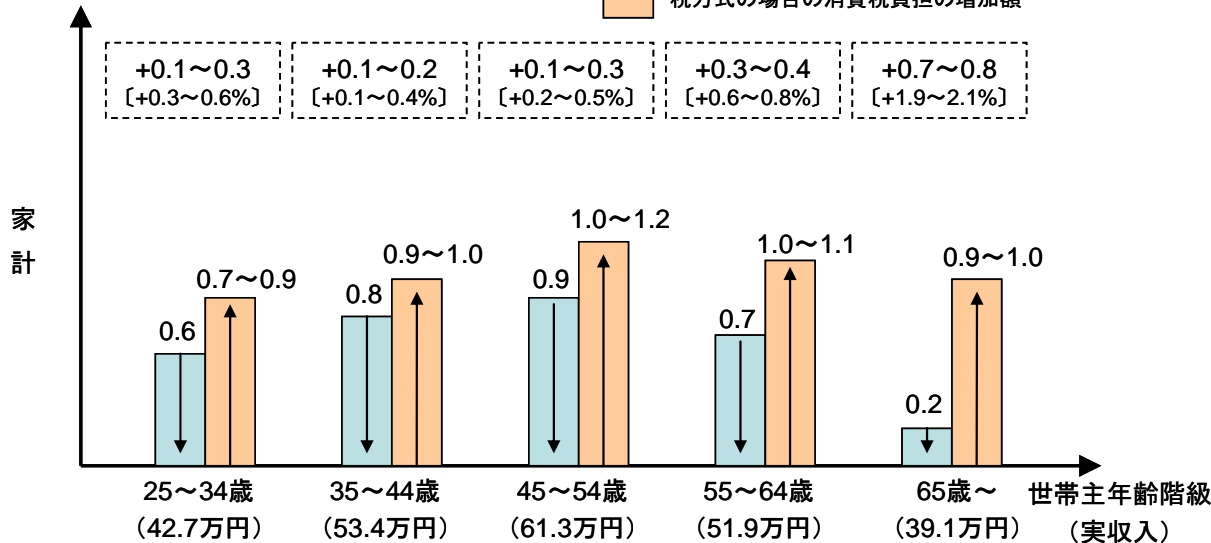
(2) 年齢階級別にみた影響

- 勤労者世帯を年齢階級別にみても、どの年齢階級においても、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなる。
特に、65歳以上の場合、保険料が軽減される額が小さくなり、消費税負担の増加額との差が大きくなる。
- また、65歳以上の年金受給者についてみると、消費税負担の増加により負担が増加する。

< 勤労者世帯 >

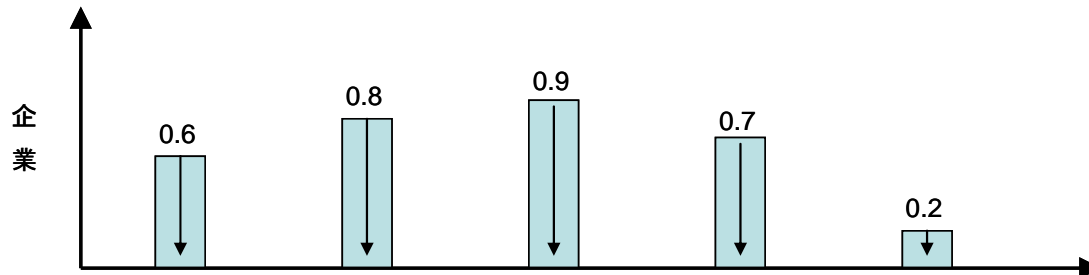
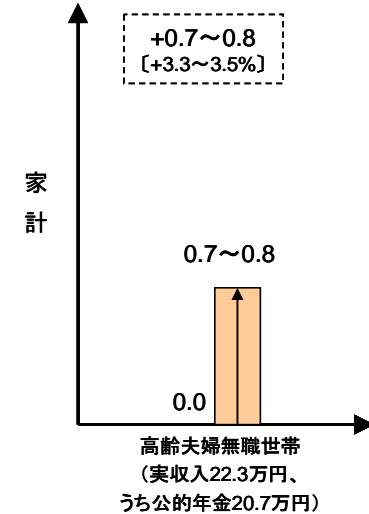
月平均負担額
(万円)

■ 基礎年金分の保険料
■ 税方式の場合の消費税負担の増加額



< 年金受給世帯 >

月平均負担額
(万円)

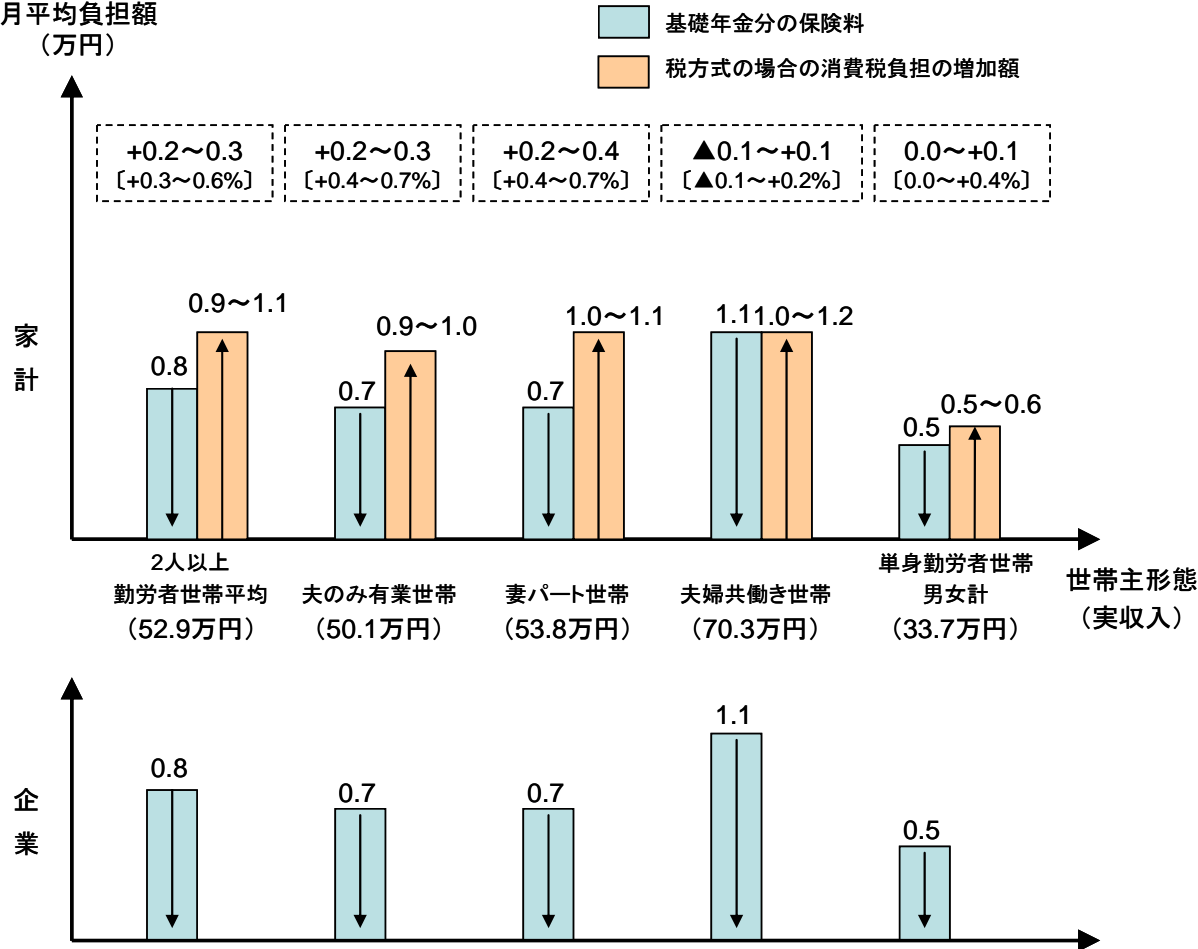


※ 点線枠内の数値は家計の負担の差引き額を示している。なお、[]内の数値は、実収入に対する変化率。

(3) 世帯形態別にみた影響

- 勤労者世帯を妻の働き方の別にみると、妻が無職またはパートの場合には、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなるが、夫婦共働きの場合には、保険料軽減額と消費税負担の増加額が概ね同程度となる。
- また、単身世帯については、保険料軽減額に比べて消費税負担の増加額の方がやや多くなっている。

< 勤労者世帯 >
月平均負担額
(万円)



※ 点線枠内の数値は家計の負担の差引き額を示している。なお、[]内の数値は、実収入に対する変化率。

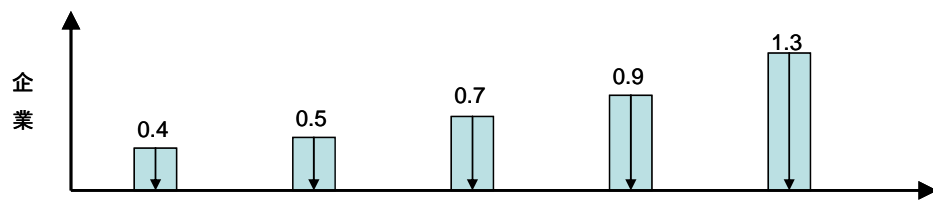
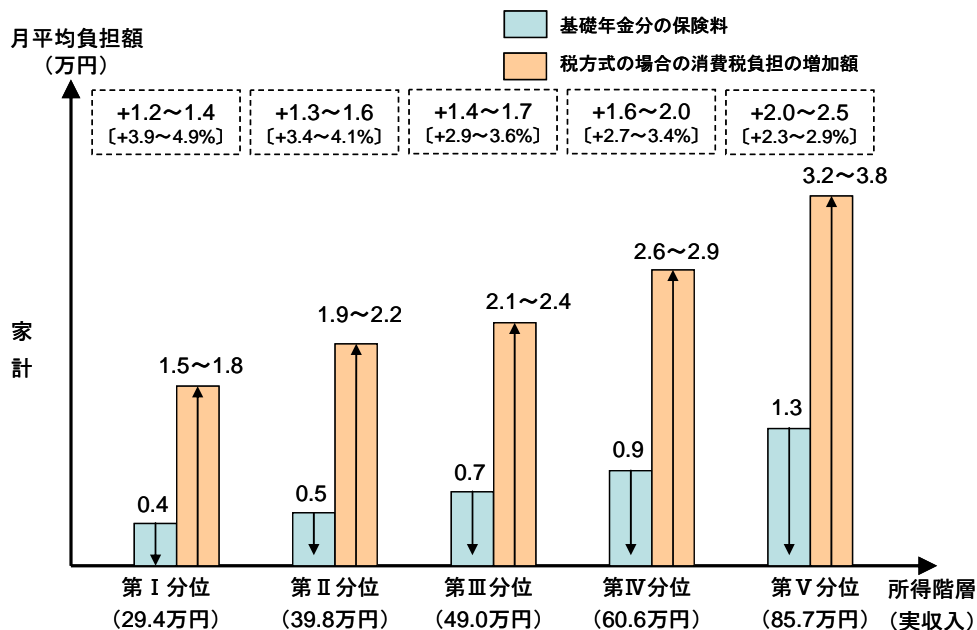
※ 妻パート世帯は有業者が夫婦のみの世帯で妻の収入が8万円未満、夫婦共働き世帯は妻の収入が8万円以上の世帯

[ミクロ試算3 移行パターンの場合C(過去の保険料納付相当分を加算(3.3万円相当分)して給付)の場合]

(1) 所得階層別にみた影響

[勤労者世帯モデルのケース]

- 勤労者世帯は、どの収入階級においても、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなる。
- 実収入に対する比率をみると、所得階層の低い方が増加率が大きくなっており、低所得層の負担が相対的に大きくなる。



※ 点線枠内の数値は家計の負担の差引き額を示している。なお、[]内の数値は、実収入に対する変化率。

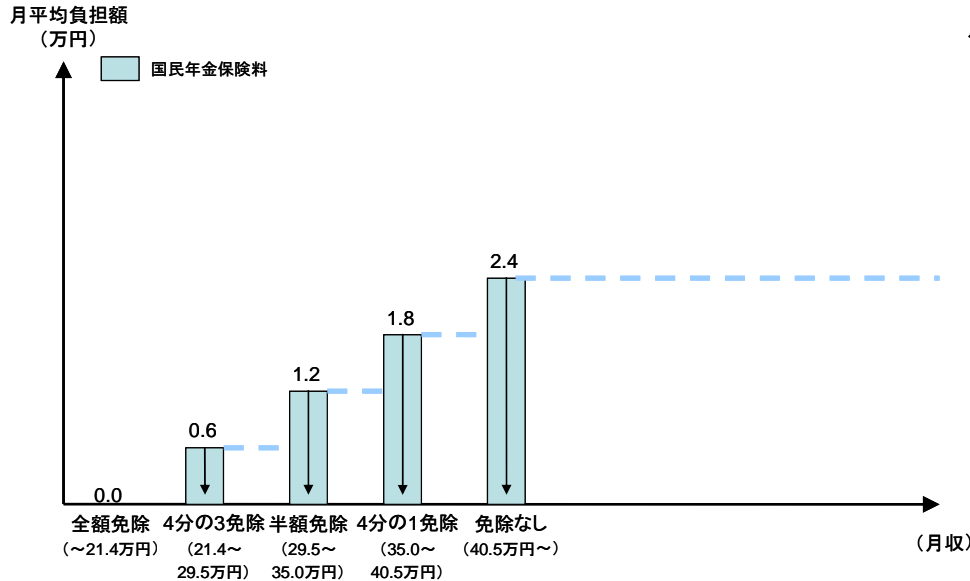
※1 「勤労者世帯」の定義は「世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯」となっており、妻が専業主婦の世帯や共働き世帯など様々な形態の世帯が含まれている。平成19年家計調査では、平均世帯人員3.45人、平均有業人員1.66人となっている。

※2 基礎年金分の保険料は、家計調査における勤労者世帯の公的年金保険料支払額に基礎年金分の保険料割合(4.0%/14.996%)を乗じた額としている。

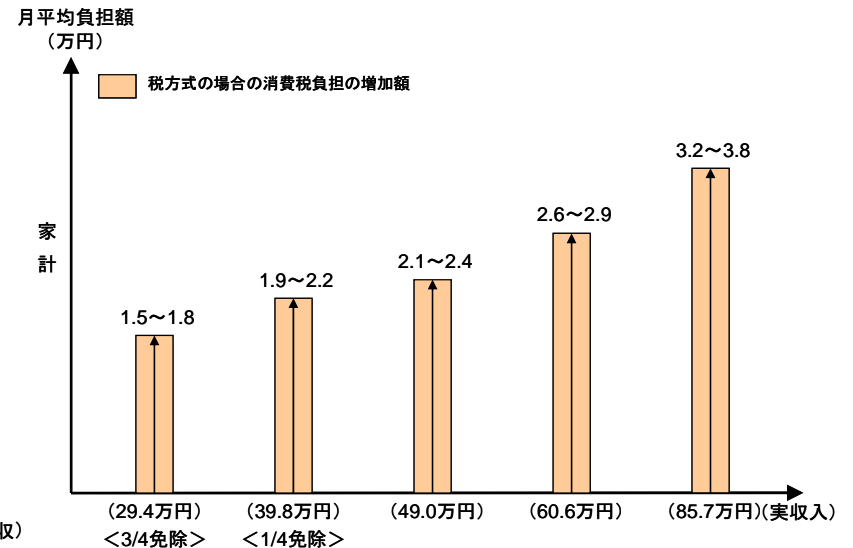
〔自営業者等世帯モデルのケース〕

- 自営業者等世帯モデルでは、家計調査において自営業世帯の収入データがないなどの制約から、勤労者世帯と同じ収入であれば、同じ程度に消費するという割り切った仮定を置いて、消費税負担の増加を計算している。
- その結果、所得階層が49万円程度の世帯では、消費税負担の増加額よりも保険料負担の軽減額の方が大きくなるが、その他の所得階層では、保険料負担の軽減額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなっている。

国民年金保険料の軽減額



収入階級別にみた消費税負担の増加額



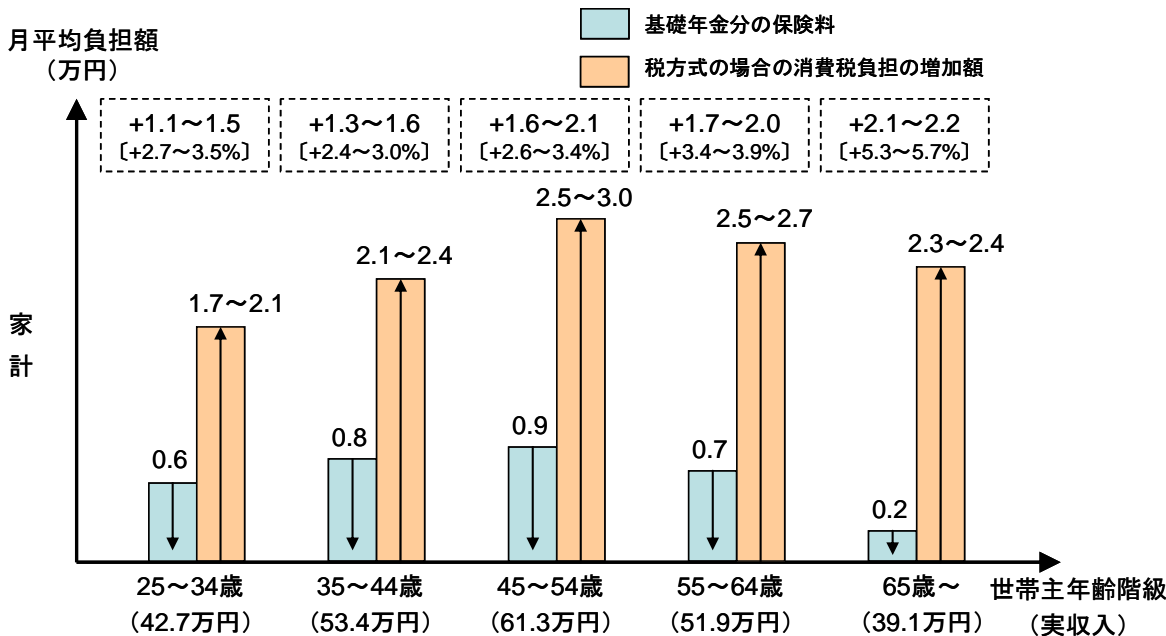
※1 国民年金被保険者実態調査によると1世帯当たりの国民年金第1号被保険者数は1.7人となっているため、保険料軽減額は国民年金保険料の1.7倍としている。また、保険料免除の適用区分の月収は、4人世帯における免除基準により設定している。

※2 パート・アルバイト等で厚生年金の適用となっていない者の世帯についても、このケースと同様になる。ただし、所得階層が比較的低い世帯が多いものと考えられる。

(2) 年齢階級別にみた影響

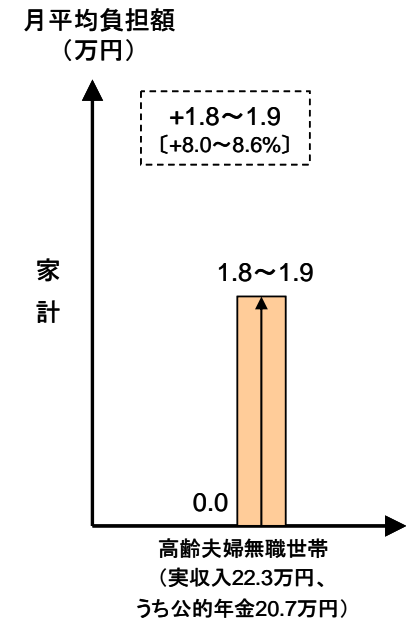
- 勤労者世帯を年齢階級別にみても、どの年齢階級においても、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなる。
特に、65歳以上の場合、保険料が軽減される額が小さくなり、消費税負担の増加額との差が大きくなる。
- また、65歳以上の年金受給者についてみると、消費税負担の増加により負担が増加する。

< 勤労者世帯 >



※ 点線枠内の数値は家計の負担の差引き額を示している。なお、[]内の数値は、実収入に対する変化率。

< 年金受給世帯 >

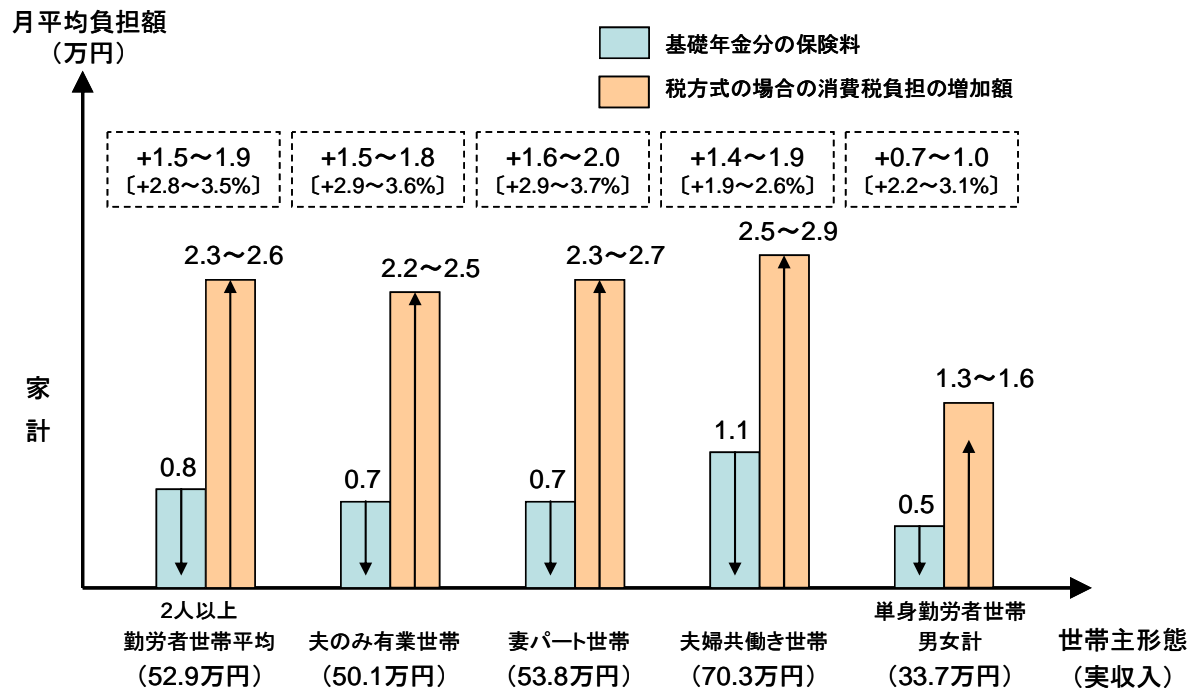


※ ケースCでは、全員に全額支給を行った上で、過去の保険料納付者には、負担分(3.3万円相当分)を上乗せするため、移行に伴って、低年金・無年金だった者の場合は満額の基礎年金が支給されるとともに、過去の保険料納付に見合った加算が行われ、年金給付額が増大する。

(3) 世帯形態別にみた影響

- 勤労者世帯を妻の働き方の別にみると、いずれの世帯形態においても、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなるが、夫婦共働きの場合には、相対的に差引額が小さくなっている。
- また、単身世帯においても、保険料軽減額に比べて消費税負担の増加額の方が多くなっている。

< 勤労者世帯 >



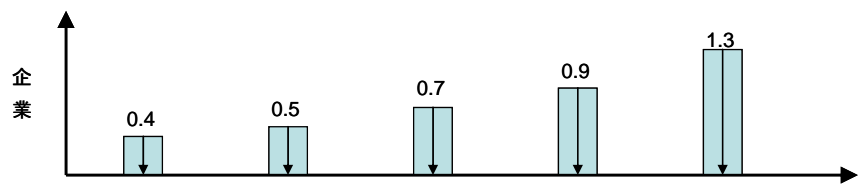
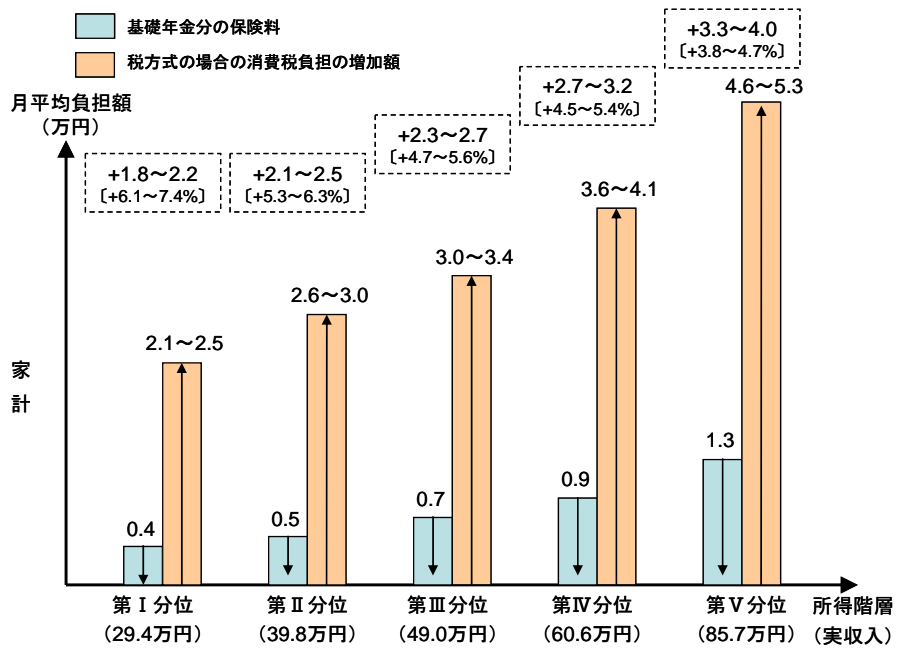
- ※ 点線枠内の数値は家計の負担の差引き額を示している。なお、[]内の数値は、実収入に対する変化率。
- ※ 妻パート世帯は有業者が夫婦のみの世帯で妻の収入が8万円未満、夫婦共働き世帯は妻の収入が8万円以上の世帯

〔マイクロ試算4 移行パターンの場合C‘(過去の保険料納付相当分に公費相当分も加算(6.6万円相当分)して給付)の場合〕

(1) 所得階層別にみた影響

〔勤労者世帯モデルのケース〕

- 勤労者世帯は、どの収入階級においても、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなる。
- 実収入に対する比率をみると、所得階層の低い方が増加率が大きくなっており、低所得層の負担が相対的に大きくなる。



※ 点線枠内の数値は家計の負担の差引額を示している。なお、[]内の数値は、実収入に対する変化率。

※1 「勤労者世帯」の定義は「世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯」となっており、妻が専業主婦の世帯や共働き世帯など様々な形態の世帯が含まれている。平成19年家計調査では、平均世帯人員3.45人、平均有業人員1.66人となっている。

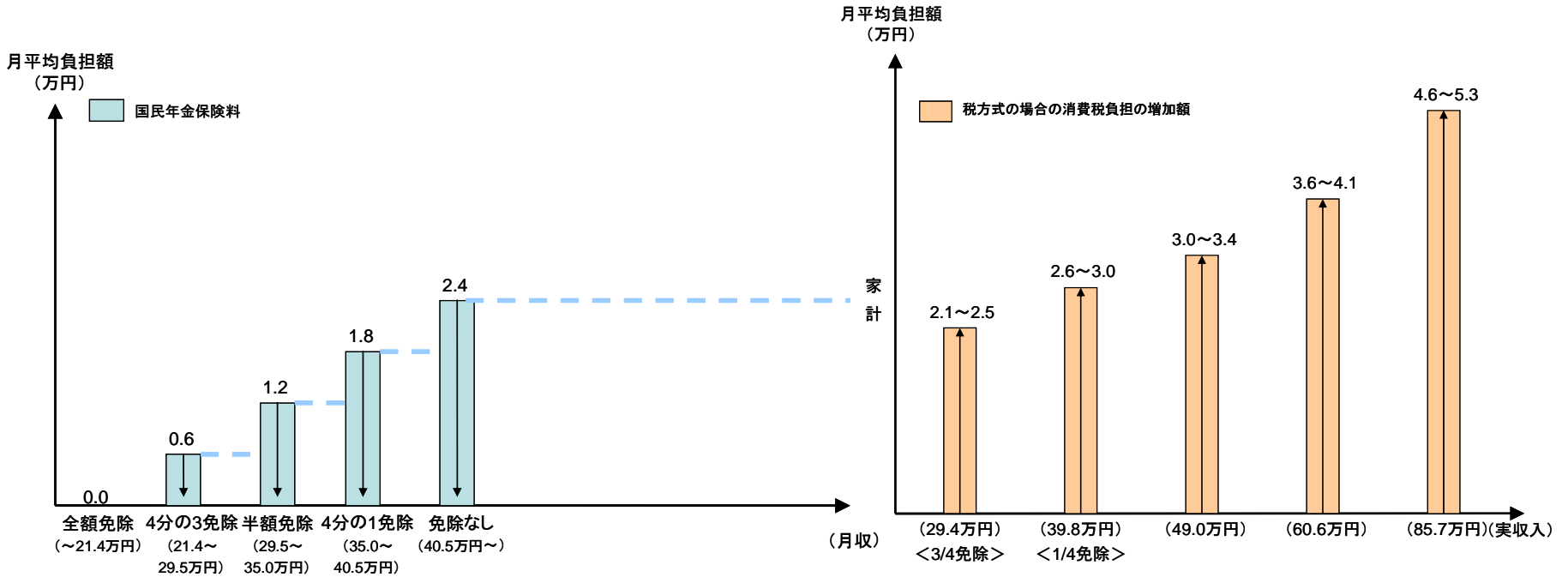
※2 基礎年金分の保険料は、家計調査における勤労者世帯の公的年金保険料支払額に基礎年金分の保険料割合(4.0%/14.996%)を乗じた額としている。

[自営業者等世帯モデルのケース]

- 自営業者等世帯モデルでは、家計調査において自営業世帯の収入データがないなどの制約から、勤労者世帯と同じ収入であれば、同じ程度に消費するという割り切った仮定を置いて、消費税負担の増加を計算している。
- その結果、すべての所得階層において、保険料負担の軽減額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなっている。

国民年金保険料の軽減額

収入階級別にみた消費税負担の増加額



※1 国民年金被保険者実態調査によると1世帯当たりの国民年金第1号被保険者数は1.7人となっているため、保険料軽減額は国民年金保険料の1.7倍としている。また、保険料免除の適用区分の月収は、4人世帯における免除基準により設定している。

※2 パート・アルバイト等で厚生年金の適用となっていない者の世帯についても、このケースと同様になる。ただし、所得階層が比較的低い世帯が多いものと考えられる。

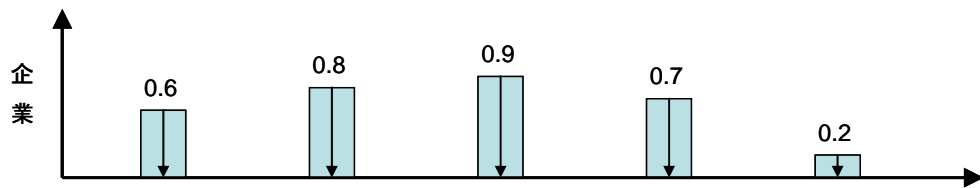
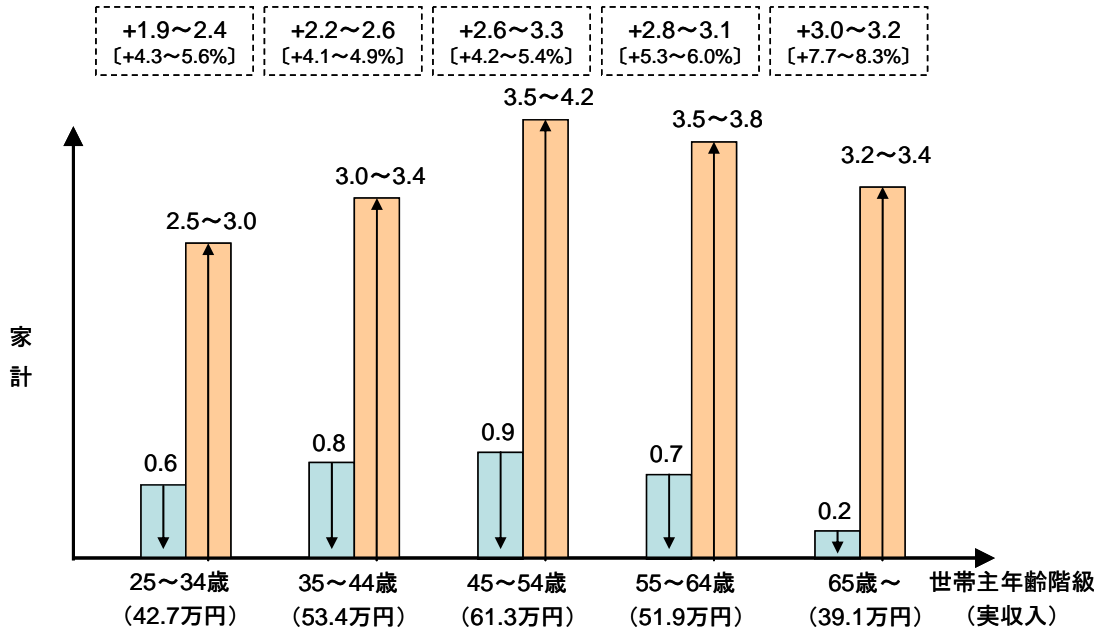
(2) 年齢階級別にみた影響

- 勤労者世帯を年齢階級別にみても、どの年齢階級においても、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなる。
特に、65歳以上の場合、保険料が軽減される額が小さくなり、消費税負担の増加額との差が大きくなる。
- また、65歳以上の年金受給者についてみると、消費税負担の増加により負担が増加する。

< 勤労者世帯 >

月平均負担額
(万円)

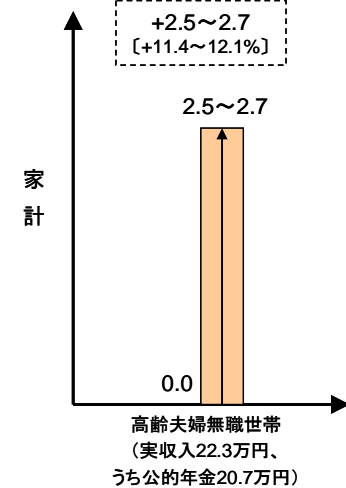
基礎年金分の保険料
税方式の場合の消費税負担の増加額



※ 点線枠内の数値は家計の負担の差引き額を示している。なお、[]内の数値は、実収入に対する変化率。

< 年金受給世帯 >

月平均負担額
(万円)

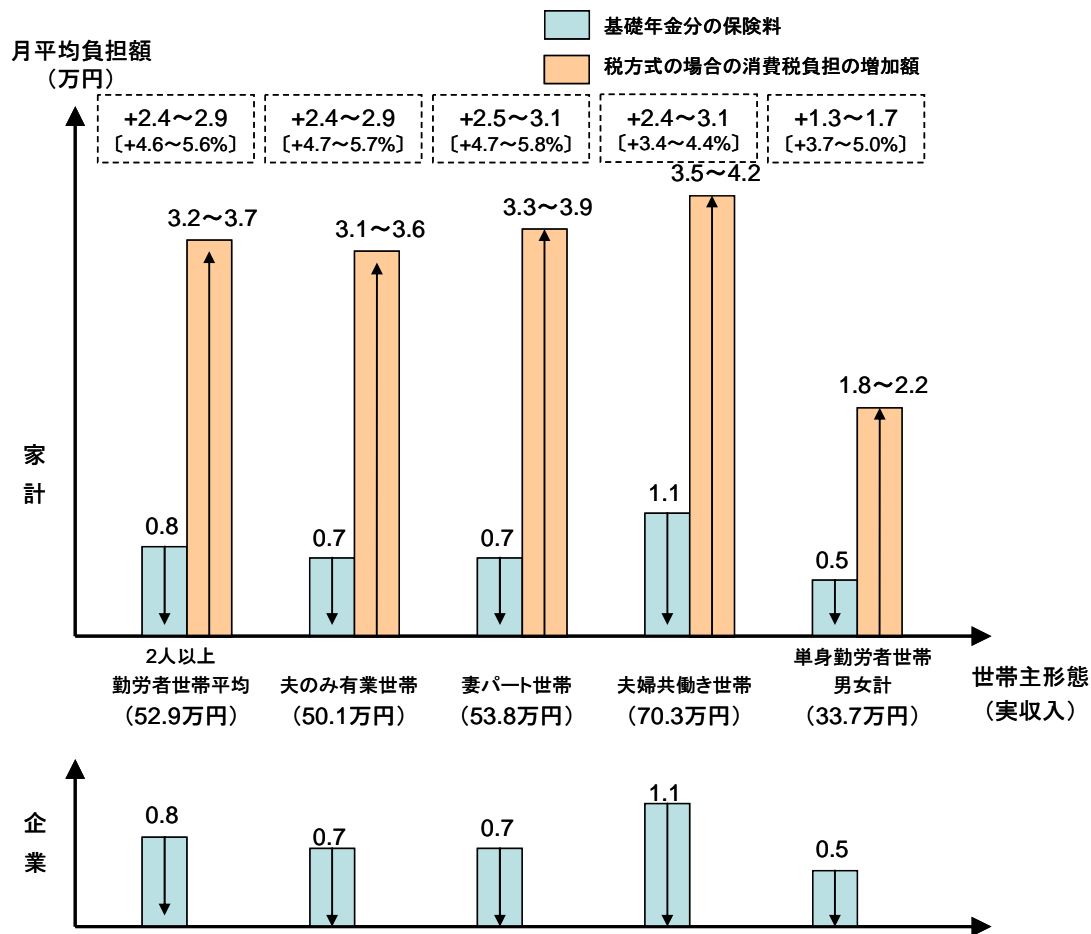


※ ケースC'では、全員に全額支給を行った上で、過去の保険料納付者には、負担分(6.6万円相当分)を上乗せするため、移行に伴って、低年金・無年金だった者の場合は満額の基礎年金が支給されるとともに、過去の保険料納付に見合った加算が行われ、年金給付額が増大する。

(3) 世帯形態別にみた影響

- 勤労者世帯を妻の働き方の別にみると、いずれの世帯形態においても、基礎年金分の保険料が軽減される額よりも、消費税負担の増加額の方が大きくなるが、夫婦共働きの場合には、相対的に差引額が小さくなっている。
- また、単身世帯においても、保険料軽減額に比べて消費税負担の増加額の方が多くなっている。

< 勤労者世帯 >



※ 点線枠内の数値は家計の負担の差引き額を示している。なお、[]内の数値は、実収入に対する変化率。

※ 妻パート世帯は有業者が夫婦のみの世帯で妻の収入が8万円未満、夫婦共働き世帯は妻の収入が8万円以上の世帯

その他の試算

(基礎年金をとりまく様々な状況や提案等に関連するその他の試算)

(1) 高額所得者に対する基礎年金減額措置(クローバック)を導入した場合の影響について

〔前提〕

高齢期(65歳以上)において、年収600万円以上の者について所得に応じて基礎年金を減額(クローバック)すること(減額率を年収600万円の0%から年収1,000万円の100%へと次第に上昇させていき、年収1,000万円以上の者には基礎年金を全く支給しない)とした場合の基礎年金給付総額の削減率を計算。

※ クローバックとは、カナダの公的年金の老齢保障制度(Old Age Security)に設けられている高額所得者に対する年金額減額措置。

※ 600万円、1,000万円という前提は、カナダにおける基準に照らしつつ、有識者等の意見を踏まえて設定。

〔財政効果〕

老齢年金受給者実態調査に基づく年金受給者の所得分布(次ページの分布図参照)に基づいて計算すると

- ・ クローバックの対象となる者(年収600万円以上)は、全体の約2.4%
- ・ 全額がクローバックされる者(年収1,000万円以上)は、全体の約0.6%

となる。また、このようなクローバックにより、基礎年金給付費は約1.3%削減されるものと見込まれる。

クローバックによる基礎年金の削減額の推移は、クローバックの基準年収額を将来どのように変動させていくかに依存するためその推計を行うことは難しいが、仮に基礎年金給付費の削減率(約1.3%)が将来にわたって一定であると仮定した場合には、基礎年金削減額の見通しは以下の通り。

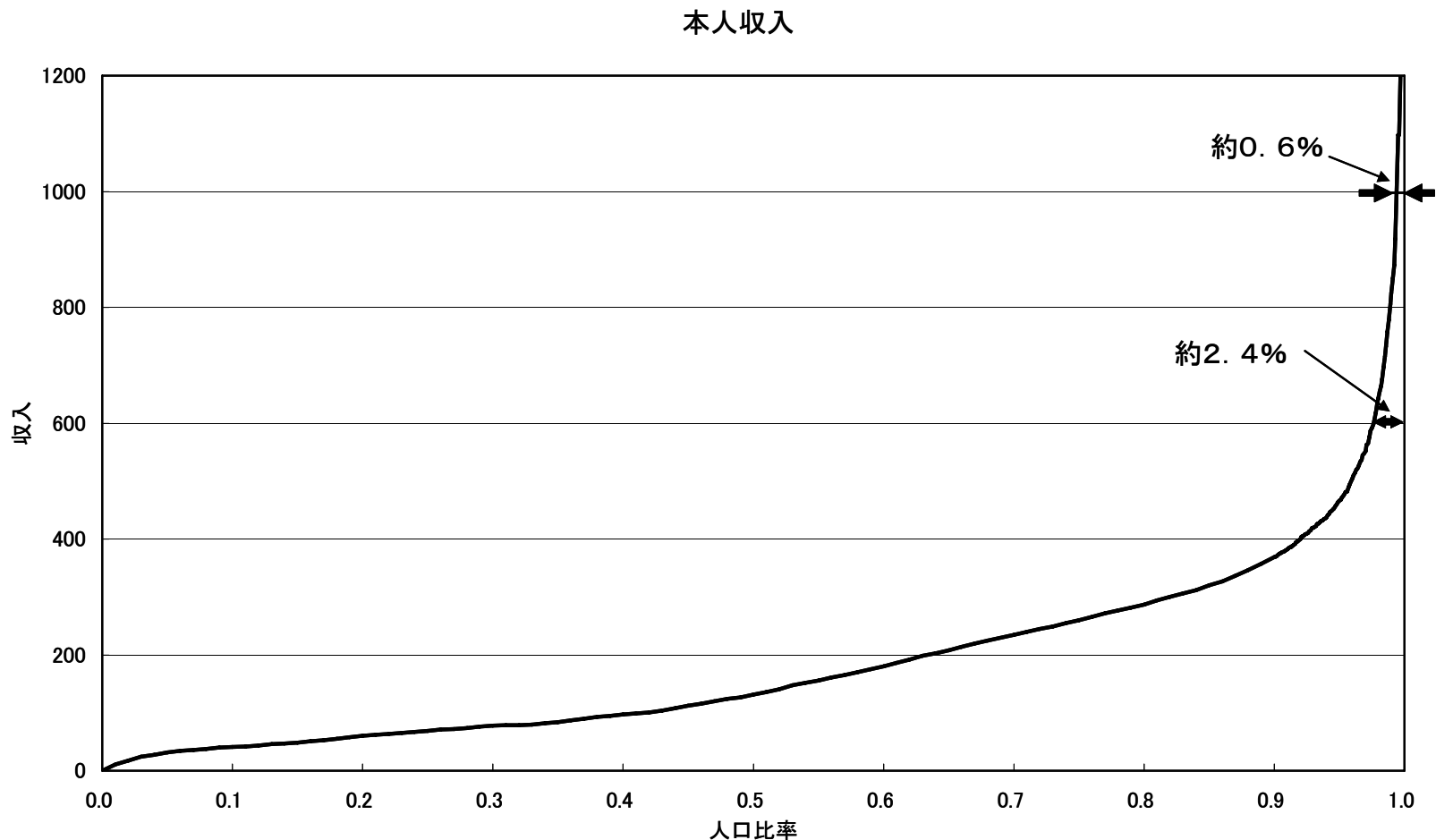
(単位:兆円)

年度	2009	2015	2025	2050
基礎年金給付費(ケースA)	24	29	34	63
クローバックによる削減額	0.3	0.4	0.4	0.8

(参考) 年金受給者の収入の分布の状況

平成18年度「老齢年金受給者実態調査」(厚生労働省)によれば、老齢年金受給権者の本人収入の分布は、下図の通り。

この分布に基づき、600万円を超える収入1万円につき0.25%ずつ年金額を減額し、1000万円以上の者には100%減額することとした場合、全員に一律に支給する場合に比べて、1.3%給付が削減される。



(2) パート・アルバイトに厚生年金を適用した場合の年金財政への影響(制度成熟時を想定した単年度収支への影響額の粗い試算)

○ 週所定労働時間20時間以上の短時間労働者を厚生年金適用とした場合。

※ 対象者数は310万人程度(このうち第1号被保険者からの適用対象者は4割程度)と推定。

対象者の総報酬月額平均	厚生年金財政の 保険料収入の増加 (労使合計) ①	厚生年金財政の 支出の増加 ②	収支差の変化 (①－②)
6万円と仮定する場合	4,100億円	4,800億円	△700億円
8万円と仮定する場合	5,400億円	5,600億円	△200億円
10万円と仮定する場合	6,800億円	6,400億円	400億円

(注1) 平成18年度における厚生年金全体の保険料収入は21.0兆円、支出(実質的な支出総費用額)は32.2兆円。

(注2) 6万円、8万円のケースは、現行の標準報酬月額の下限(98,000円)を見直して適用することを想定している。

○ 上記の半数(155万人程度)を厚生年金適用とすると影響額も半分程度(次表のとおり)となる。

対象者の総報酬月額平均	厚生年金財政の 保険料収入の増加 (労使合計) ①	厚生年金財政の 支出の増加 ②	収支差の変化 (①－②)
6万円と仮定する場合	2,000億円	2,400億円	△400億円
8万円と仮定する場合	2,700億円	2,800億円	△100億円
10万円と仮定する場合	3,400億円	3,200億円	200億円

※ 日本労働組合総連合会の提言では、「当面は、適用基準を労働時間要件「2分の1(20時間)以上」、ないし年収要件「65万円以上」(給与所得控除の最低保障額)として、いずれかの要件に該当すれば、厚生年金を適用する。」となっている。

(参考)算出方法について

○ 対象者1人あたりの厚生年金財政への影響(年額)を以下の通り算定。

【第1号被保険者からの厚生年金適用の場合】

対象者の総報酬月額 の平均	厚生年金財政の 保険料収入の増加 (労使合計)	厚生年金財政の 支出増分	厚生年金財政の	
			基礎年金分	報酬比例分
6万円と仮定する場合	13.2万円	27.7万円	20.3万円	7.5万円
8万円と仮定する場合	17.6万円	30.2万円	20.3万円	9.9万円
10万円と仮定する場合	22.0万円	32.7万円	20.3万円	12.4万円

【第3号被保険者等からの厚生年金適用の場合】

対象者の総報酬月額 の平均	厚生年金財政の 保険料収入の増加 (労使合計)	厚生年金財政の 支出増分	厚生年金財政の	
			基礎年金分	報酬比例分
6万円と仮定する場合	13.2万円	7.5万円	0円	7.5万円
8万円と仮定する場合	17.6万円	9.9万円	0円	9.9万円
10万円と仮定する場合	22.0万円	12.4万円	0円	12.4万円

ただし、上表の算定にあたっては、

- (1) 保険料収入は、制度成熟時を想定して、厚生年金の最終保険料率18.3%を各々の総報酬月額に乗じて12倍。
- (2) 基礎年金分の支出増分は、国民年金の最終保険料月額16,900円(平成16年度価格)を用い、対象者のうち第1号被保険者については、厚生年金が新たにこの額を負担することになるものとして算定。
(16,900円×12月 = 20.3万円)
- (3) 報酬比例分の支出増分は、当該総報酬月額で1年間加入することに伴い増加する年金の総額(平成16年度価格)を受給期間26年として算出。なお、算出にあたっては、可処分所得割合の変化率として0.95、裁定後における年金額の改定が物価スライドであることの財政効果(約1割)、マクロ経済スライドによる給付水準調整割合(約15%)を反映。
(8万円×5.481/1000×12月×26年×0.95×0.9×0.85 = 9.9万円)

(3) 税方式にした場合に、低年金・無年金問題が解消されることによる生活保護受給者数及び給付規模の縮小の影響

- 65歳以上の生活保護受給者数は59万人。このうち、無年金者は31万人となっている。
- 税方式にして、低年金・無年金の者にも一律の基礎年金を支給すれば、この59万人のうち一定数は生活保護受給者ではなくなる。
- 仮に65歳以上の生活保護受給者がゼロになった場合でも、生活保護費が縮小する影響は3,500億円程度。

〔生活保護受給者〕

- 平成18年度時点で、全生活保護受給者147万人のうち、65歳以上の生活保護受給者は約59万人。年金受給状況を見ると、65歳以上の生活保護受給者のうち、無年金者は約31万人。(資料)被保護者全国一斉調査より集計

(注) 世帯構成や地域の違い、あるいは医療や介護の必要性等によって、その世帯の生活保護水準(最低生活費)はまちまちであるため、全員に満額の基礎年金を支給することによって直ちに全ての高齢者が生活保護の適用を受けなくなるわけではない。

〔65歳以上の者に支給されている生活扶助額(機械的試算)〕

- 生活保護は世帯を対象として給付されること等により、単純に高齢者に対する生活扶助費を算出することはできないものの、仮に1人当たりの保護費が65歳以上の者と65歳未満の者と等しいと仮定するとすれば、65歳以上の者に対する生活扶助費の総額は約3,500億円程度。

(注) 生活保護制度においては、年金をはじめとした収入が増加した場合、まずは生活扶助費を減額することとされている。

$$\begin{array}{rclcl}
 \text{生活扶助費} & & \text{65歳以上} & & \text{全生活保護} \\
 \text{(平成20年度予算)} & & \text{生活保護受給者} & & \text{受給者} \\
 8,600\text{億円} & \times & \text{(平成18年度)} & \div & \text{(平成18年度)} \\
 & & 59\text{万人} & & 147\text{万人} \\
 & & & & = \text{約}3,500\text{億円 (国:約}2,600\text{億円、地方:約}900\text{億円)}
 \end{array}$$

生活保護費総額 2兆6,200億円(平成20年度予算)



※ 費用の負担割合は、国3/4、地方1/4である。

※ 社会保障給付費全体に占める割合で見ると、生活保護費総額で約3%、生活扶助費で約1%程度。

(4) 税方式にした場合に、厚生年金・国民年金の積立金を活用する場合の影響

- 税方式にした場合の厚生年金・国民年金の積立金の活用方法については、マクロ的試算の移行パターンのA～Cのいずれを採用するかに依存するので、それぞれのパターンごとに影響を評価する。(A～Cについては、P14参照)

<ケースA >

ケースAは、過去の保険料納付実績については、全く勘案せず、全員に税方式の基礎年金の満額給付を行う場合であるため、その場合の積立金は、過去の保険料納付実績に応じて分配することによる活用する案が考えられる。(「年金制度を抜本的に考える会」の提言では、「納付状況に応じた分配を行う。」とされている。)

過去の国民年金保険料納付実績に応じて国民年金(第1号被保険者分)の積立金を分配すると、40年間保険料を完納した者の場合の分配額は、年金額に換算して月額5千円程度と見込まれる。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{基礎年金額} & & \text{国民年金の積立金} & & \text{国民年金の過去期間に係る給付債務} & & \\ & & \text{(第1号被保険者分)} & & \text{(第1号被保険者分)} & & \\ 6.6\text{万円} & \times & 10\text{兆円}^{\ast} & \div & 120\text{兆円}^{\ast} & = & \text{約5千円} \end{array}$$

※平成16年財政再計算ベースの2004年度末の数値

<ケースB>

ケースBは、過去の保険料未納期間に係る分については、その期間分の税方式の基礎年金給付を減額することとしており、この場合の積立金は、ケースAのような分配を行う必要がないため、保険料による収入がなくなり増税が必要となることによる激変緩和に充てる案が考えられる。

被用者年金を含めた基礎年金分の積立金は2006年度末で60兆円と見込まれるため、ケースBの場合の追加税額(2009年度で9兆円)にこれを充てるとすれば6年分程度となる。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{基礎年金分の積立金(2006年度末)} & & \text{追加税額(2009年度)} & & & & \\ 60\text{兆円} & \div & 9\text{兆円} & = & 6.7 & \text{(積立金の運用収入等は考慮していない)} \\ \text{(被用者年金分を含む)} & & & & & & \end{array}$$

<ケースC及びC'>

ケースC及びC'は、過去の保険料納付期間に係る分については、その期間分を税方式の基礎年金に上乗せして給付することから、上乗せ分について当面は積立金を充当する案が考えられる。

基礎年金分の積立金60兆円をケースC及びC'の上乗せ支給分に充てるとすれば、Cの場合で6年分程度、C'の場合で3年分程度となる。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{基礎年金分の積立金(2006年度末)} & & \text{上乗せ支給分(2009年度)} & & & & \\ \text{ケースC} & 60\text{兆円} & \div & 9\text{兆円} & = & 6.7 & \text{(積立金の運用収入等は考慮していない)} \\ \text{ケースC'} & 60\text{兆円} & \div & 19\text{兆円} & = & 3.2 & \text{(" ")} \end{array}$$